



世界eコマース関連株式オープン

愛称：みらい生活 追加型投信／内外／株式

足もとの基準価額の下落について

- 2018年10月以降、世界の株式市場は下落基調となっています。そのような中、「世界eコマース関連株式オープン（愛称：みらい生活）」の基準価額は2018年12月28日時点で9,999円となっており、2017年12月29日と比較し▲9.6%となっています。
- 個人消費におけるeコマース市場のシェアが拡大する中、選択と集中を進め、成長が見込める銘柄を厳選し運用を行っていく方針です。

市場環境について

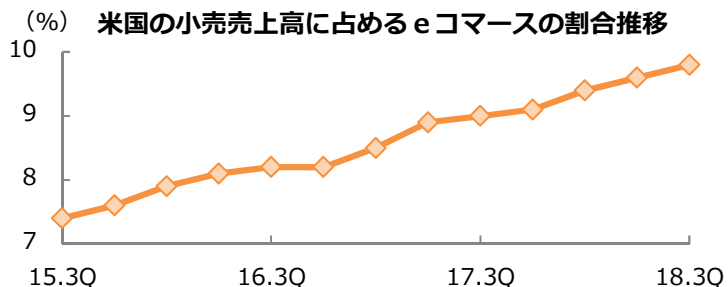
足もとの株式市場は、米中貿易摩擦のほか、FRB（米連邦準備制度理事会）による利上げ継続姿勢、欧州不安（英国のEU離脱問題やフランスの大規模デモ、イタリア財政問題）などを背景に、2019年以降の世界経済減速懸念を織り込む形で、10月以降、調整色を強めています。こうした中、当ファンドが投資を行うeコマース関連銘柄についても株価下落を余儀なくされ、基準価額は軟調に推移しています。

eコマース市場について

足もとでeコマース関連銘柄の株価が下落基調となる一方、eコマース市場の先行きに対する懸念は小さいと考えます。

米国において、減税や堅調な雇用などを背景に良好な内容が期待された今年のクリスマス商戦について、ネット通販大手のアマゾン是有料会員サービス「プライム」の新規会員数の増加や利用が好調であったことを発表し、またクレジットカード大手のマスターカードの調査子会社は、11月からクリスマスまでの米国のネット売上が前年同期比で約19%の増加となったことを発表しました。

また米国の大手小売り各社も、オンラインショッピングなどのeコマース分野が売上をけん引しているという旨を決算レポートで発表するなど、eコマース市場への期待感は引き続き高いと考えます。



※期間：2015年第3四半期～2018年第3四半期（四半期）（年、四半期）  
出所：米商務省のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

eコマース商材の拡大と二極化の進展

ここ数年、eコマースで扱う商材が拡大しています。従来不向きとされていたモノ、例えば家具や自動車、家などが商材として扱われるようになりました。そのほかにもヨガ教室やヘアサロンの時間枠販売・予約などのサービスにも拡大しています。

そのような中、eコマース市場の各企業では「勝ち組」「負け組」が明確になり始めています。例えばオンラインフードデリバリーの分野は世界的に高い成長を続けていますが、競争激化や収益性拡大を見込めない地域を見極める中で事業の売却や設備投資を行うなど、選択と集中を進め、成長の恩恵を享受できると考えられる企業は「勝ち組」と判断され、株価は上昇傾向にあります。

担当ファンドマネジャーのコメントと今後の運用方針

先進国における高齢化が進む中、eコマースは店舗へ直接足を運ぶ煩わしさを軽減するものとなり、またスマートフォンやアプリに慣れ親しんだ現在の現役世代が将来の高齢者層の中核になるという意味で、高齢化はeコマース市場の追い風となると想定されます。今後もeコマースのさらなる発展が期待される中、eコマース関連銘柄への投資は中長期的にみて魅力があると考えます。

個人消費におけるeコマース市場のシェア拡大という「消費の構造改革」の流れが進む中で、各企業は「eコマース市場で伸びるためにはどうしたら良いか」について模索しています。

このような環境下、当ファンドの運用においても、「旧来型企業からeコマース市場型企業への転身」が評価されている企業群への投資強化を検討しています。一方で、eコマース市場で「生き残るため」の投資を行うものの、最終的に利益につながらない可能性のある企業群などの「マイナス銘柄」をできる限り排除するような調査・運用を行っていきます。

※上記は過去の情報または運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。※上記の個別銘柄はあくまでも一例であり、当ファンドへの組入れを示唆・保証するものではありません。また、掲載した個別銘柄の売買を推奨するものではありません。※上記の運用方針は作成時点での見解であり、市場環境の変動等により予告なく変更される場合があります。

※収益分配金に関する留意事項、主な投資リスクと費用、お申込みメモ、ファンドの費用、当資料のお取り扱いについてのご注意等は、該当ページをご覧ください。



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## 当ファンドの運用実績（2018年12月28日時点）

### 基準価額と純資産総額の推移



基準価額	純資産総額
9,999円	670億円

※期間：2017年9月6日（設定日前日）～2018年12月28日（日次）  
 ※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

### 騰落率

1週間	1か月	3か月	6か月	1年	設定来
3.0%	-10.6%	-23.7%	-18.0%	-9.6%	-0.01%

※各期間は、基準日から過去に遡っています。設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

### 組入上位10銘柄

銘柄名	国*	業種	カテゴリ	組入比率
1 アマゾン・ドット・コム	米国	一般消費財・サービス	消費サービス	5.73%
2 プロロジス	米国	不動産	消費インフラ	5.72%
3 XPOロジスティクス	米国	資本財・サービス	消費インフラ	5.42%
4 ビザ	米国	情報技術	消費インフラ	5.29%
5 マスターカード	米国	情報技術	消費インフラ	5.19%
6 アリババ・グループ・ホールディング	中国	一般消費財・サービス	消費サービス	5.17%
7 スプラック	米国	情報技術	消費インフラ	5.08%
8 ゼンデスク	米国	情報技術	消費インフラ	4.94%
9 騰訊 [テンセント・ホールディングス]	中国	コミュニケーション・サービス	消費サービス	4.92%
10 アップル	米国	情報技術	消費インフラ	4.75%

組入銘柄数40銘柄

\* 国名は企業の本拠地がある国を示しています。  
 ※業種は世界産業分類基準（GICS）に基づいています。  
 ※比率は組入株式評価額に対する割合です。  
 ※消費サービスと消費インフラの区分は、委託会社の分類に基づいています。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。  
 ※上記の個別銘柄はあくまでも一例であり、当ファンドへの組入れを示唆・保証するものではありません。また、掲載した個別銘柄の売買を推奨するものではありません。  
 ※収益分配金に関する留意事項、主な投資リスクと費用、お申込みメモ、ファンドの費用、当資料のお取り扱いについてのご注意等は、該当ページをご覧ください。

**ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

○主として、日本を含む世界の株式に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

- ・株式には、DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証券等を含みます。
- ・株式のほかに、日本を含む世界の不動産投資信託(REIT)にも投資する場合があります。
- ・株式(DR等を含みます。)の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

○日本を含む世界の株式のうち、主として、eコマース(電子商取引)\*をはじめとした、新たな消費関連サービスの成長から恩恵を受けると判断される消費関連企業の株式に投資を行います。

\*当ファンドでは、インターネット等を通じて商品やサービスの売買を行うことをeコマース(電子商取引)といいます。

- ・当ファンドでは「消費サービス」と「消費インフラ」の視点から、これらの企業の株式に投資します。

消費サービス企業	消費者にモノやサービスの売買・予約等を提供する企業。 例えば、オンラインショッピング・オークション・各種予約サイトの運営やオンライン販売等を行う企業を指します。
消費インフラ企業	消費サービスの仕組みを提供する企業。 例えば、安全で便利なオンラインショッピングを可能にする決済システム・物流・輸送等のサービスを提供する企業を指します。

※上記は現時点での例示であり、今後変更となる可能性があります。

○ポートフォリオの構築にあたっては、ボトムアップで個別銘柄のファンダメンタルズ分析を行い、利益成長性、バリュエーション等を勘案して組入銘柄を選定します。

- ・銘柄選定にあたっては、アセットマネジメントOneの海外運用拠点(アセットマネジメントOne U.S.A.・インク、アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッド、アセットマネジメントOne シンガポール・プライベート・リミテッド)の投資助言を活用します。

※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

**主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

当ファンドは、**値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)**に投資しますので、**ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

**また、投資信託は預貯金と異なります。**

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 株価変動リスク…………… 株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、新興国株式は、一般に先進国株式に比べ株価変動が大きくなる傾向があるため、基準価額が大きく下がる場合があります。なお、当ファンドは特定の産業(テーマ)に属する企業へ重点的に投資するため、幅広い業種や銘柄に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
- 為替変動リスク…………… 為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。
- 不動産投資信託…………… REITの価格は、REITが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や金利・株式市況等の動向、関係法令・規制等の変動などの影響を受けます。また、老朽化・災害などの発生による保有不動産の滅失・損壊等が発生する可能性があります。当ファンドが投資するREITの市場価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- 信用リスク…………… 有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが投資するREITが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。
- 流動性リスク…………… 有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制などにより、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の株式・REITに投資する場合、先進国の株式・REITに比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。
- カントリーリスク…………… 投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。当ファンドが投資を行う通貨や株式の発行者が属する新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や株式市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や株式市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

※収益分配金に関する留意事項、主な投資リスクと費用、お申込みメモ、ファンドの費用、当資料のお取り扱いについてのご注意等は、該当ページをご覧ください。



**お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までには販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日      ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日            ・ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2027年7月20日まで(2017年9月7日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することができます。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・受益権口数が10億口を下回るようになった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

**ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
 ※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。  
 ※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

**●投資者が直接的に負担する費用**

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.24%(税抜3.00%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

**●投資者が信託財産で間接的に負担する費用**

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して以下の料率を乗じて得た額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンドの純資産総額</th> <th>500億円以下の部分</th> <th>500億円超の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信託報酬</td> <td><b>年率1.728%</b></td> <td><b>年率1.404%</b></td> </tr> <tr> <td>税込(税抜)</td> <td><b>(税抜1.60%)</b></td> <td><b>(税抜1.30%)</b></td> </tr> </tbody> </table>	ファンドの純資産総額	500億円以下の部分	500億円超の部分	信託報酬	<b>年率1.728%</b>	<b>年率1.404%</b>	税込(税抜)	<b>(税抜1.60%)</b>	<b>(税抜1.30%)</b>
ファンドの純資産総額	500億円以下の部分	500億円超の部分								
信託報酬	<b>年率1.728%</b>	<b>年率1.404%</b>								
税込(税抜)	<b>(税抜1.60%)</b>	<b>(税抜1.30%)</b>								
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li> </ul> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>									

※収益分配金に関する留意事項、主な投資リスクと費用、お申込みメモ、ファンドの費用、当資料のお取り扱いについてのご注意等は、該当ページをご覧ください。

**投資信託ご購入の注意**

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

**当資料のお取り扱いについてのご注意**

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

**◆収益分配金に関する留意事項◆**

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

**◆委託会社およびファンドの関係法人 ◆**

- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
 加入協会:一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会
- <受託会社>三井住友信託銀行株式会社
- <販売会社>販売会社一覧をご覧ください
- <投資顧問会社>アセットマネジメントOne U.S.A.・インク  
 アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッド  
 アセットマネジメントOne シンガポール・プライベート・リミテッド

**◆委託会社の照会先 ◆**

- アセットマネジメントOne株式会社  
 コールセンター  
 0120-104-694  
 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
- ホームページ  
 URL <http://www.am-one.co.jp/>

**【指数の著作権について】**

世界産業分類基準(GICS)は、MSCI Inc.(MSCI)およびStandard & Poor's Financial Services LLC(S&P)により開発された、MSCIおよびS&Pの独占的権利およびサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社に対し、その使用が許諾されたものです。MSCI、S&P、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者のいずれも、かかる基準および分類(並びにこれらの使用から得られる結果)に関し、明示黙示を問わず、一切の表明保証をなさず、これらの当事者は、かかる基準および分類に関し、その新規性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性についての一切の保証を、ここに明示的に排除します。上記のいずれをも制限することなく、MSCI、S&P、それらの関係会社、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者は、いかなる場合においても、直接、間接、特別、懲罰的、派生的損害その他一切の損害(逸失利益を含みます。)につき、かかる損害の可能性を通知されていた場合であっても、一切の責任を負うものではありません。

**販売会社一覧(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)**

○印は協会への加入を意味します。

2019年1月9日時点

商号	登録番号等	日本証券協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社群馬銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第46号	○		○		
株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第1号	○				
株式会社静岡銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号	○		○		
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号	○		○		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	○				
株式会社佐賀銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号	○		○		
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号	○	○	○		
株式会社福島銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第18号	○				
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第56号	○				
株式会社愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号	○				
株式会社大正銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第19号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○				
株式会社徳島銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号	○				
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号	○				
株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号	○				
永和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第5号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○		○	
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第5号	○				
島大証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第6号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○				
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号	○				
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○				
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○				
FFG証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○				
三津井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号	○				
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号	○				
第四証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○				2019/1/15 <sup>※2</sup>

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集のお取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)